

市町村における 犯罪被害者等基本条

— 被害者の声に基づく提言 —
第4版



発行者：被害者が創る条例研究会
〒310-8585
茨城県水戸市鹿和1丁目430-1
常盤大学 国際被害者学研究所 トッド研究室
Eメール：被害者が創る条例研究会.com
問合せ：jourei2014@yahoo.co.jp
発行日：2015年6月



Support by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

被害者が創る条例研究会

犯罪被害者基本法第10条第2項第2号の指針に基づき作成

— 被害者の声に基づく提言 — (第4版)

ISSN 2289-1111

例案

